

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	大谷 龍雄	<p>3 市民要望と五條市財政状況をもとに考えた中心市街地まちづくりについて</p> <p>(1) 市民総合ワークショップや高校生検討部会での要望、意見に基づく優先順位をつけたまちづくりについて</p> <p>(2) 五條市の財政状況を考えたまちづくりについて</p> <p>ア 令和5年度の財政状況について</p> <p>イ 民間商業施設の中に入れる公共施設について</p> <p>ウ 民間商業施設の中に入れていないが、商業施設の敷地内に入れる公共施設について</p> <p>(3) まちづくり構想の中の、五條市の公共施設の全体の建設費用と、県・国の補助金について</p> <p>(4) まちづくり構想を実施した後の将来見通しについて</p>	市長・部長
2	藤富 美恵子	<p>1 五條市の「中心市街地の活性化・にぎわい創出のためのまちづくり」について</p> <p>2 五条駅南北道について</p> <p>3 子育て支援について</p> <p>4 地域公共交通について</p> <p>5 「大規模太陽光発電設備建設計画反対のための署名運動に係る協力をお願い」について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 報第二十九号 専決処分の報告について(五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正)
- 第三 報第三十号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
- 第四 報第三十一号 専決処分の報告、承認を求めることについて(令和六年度五條市一般会計補正予算(第六号))
- 第五 報第三十二号 専決処分の報告、承認を求めることについて(令和六年度五條市一般会計補正予算(第七号))
- 第六 報第三十三号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
- 第七 報第三十四号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
- 第八 報第三十五号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
- 第九 議第五十七号 五條市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 第十 議第五十八号 五條市税条例等の一部改正について
- 第十一 議第五十九号 五條市水道事業の設置等に関する条例の廃止について
- 第十二 議第六十号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について
- 第十三 議第六十一号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 第十四 議第六十二号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
- 第十五 議第六十三号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
- 第十六 議第六十四号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第十七 議第六十五号 令和六年度五條市一般会計補正予算(第八号)議定について
- 第十八 議第六十六号 令和六年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十九 議第六十七号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第二十 議第六十八号 訴えの提起について
- 第二十二 議第六十九号 損害賠償事件に係る和解について

事務局職員出席者

速記者	事務局係員	事務局総務係長	事務局次長	事務局長	総務部次長・財政課長事務取扱	水道局長	会計管理者	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	総務部長	市長公室長	技監	理事
仁	番	神	辰	久	戸	柴	榮	泉	岡	名	上	池	谷	馬	平	櫻	西	原	石
科	匠	農	巳	保	野	田	林	井		迫	井	嶋	口	場	己	本	本	田	田
基	悠	典	大	雅		裕	淳	伸	民	雅			久	由	富	茂	久	豊	茂
樹	輝	子	輔	彦	哲	彦	子	之	長	浩	朗	晶	美	子	長	樹	雄	彰	人

午前十時開会

○議長（福塚 実）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましてはお手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）これより日程に入ります。

この際申し上げます。

理事者から議案書に誤りがあり、訂正したいとの申出があり、正誤表の配付を許可しております。

また、本日理事者側から議案審議に対し資料配付の申出があり、これを許可しております。

日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。

議員各位には申合せのとおり一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内とし、全て質問席から一問一答方式により、行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。初めに、十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。通告順にさせていただきます。まず、こども園の安全安心及び保護者負担の軽減を目指した取組について。

（一）こども園における事故防止対策の強化について。

さらに特別な支援や配慮が必要な子供に対応するため、今後も保育士の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）基準を満たしてやっているということですが、この奈良県の保育運動連絡協議会の新拓治さんは、基準を満たしてもまだ現場の状況は大変やと。だから、さらに改善してほしいという要求を山下知事に出しているわけですけど、その要望を申し上げておきますと、ゼロ歳児では現在の基準は三人に一人の保育士ですけれども、さらに二人に一人の保育士を配置してほしいと。一歳児では現在六人に一人の保育士ですけれども、それを三人に一人にしてほしいと。二歳児は現在六人に一人の保育士ですけれども、それを五人に一人の保育士にしてほしい。三歳児は現在十五人に一人となっていてほしいと。四歳・五歳児は現在二十五人に一人の配置ですけれども、それを十人にしてほしいというね、こういう要望を山下知事に出しておられますので、五條市としてもやはり状況を見て、このようなさらに改善の要望を奈良県知事・国に要望していただきたいということを強調しておきたいと思えます。

次、行きます。

皆さん方からいただいた公私連携幼保連携構想の中にも、やはり現在五條市は事故がないということの関連でもあつて、事故防止の対策が少しですね、少しというよりも全く見受けられないという状況ですけれども、今後については一つこれを重視していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）認定こども園の運営は学校保健安全法に基づきまして危険等発生時対処要領、いわゆる危機管理マニュアルの作成が義務づけられております。その基準に沿って認定こども園の運営を行い、事故の防止に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは（二）保護者負担軽減対策の充実についてというところへ行きます。

御存じのように一生懸命頑張っても所得が低い方、またいろんな事情でひとり親で子供さんを育てなければならぬという、そういう世帯が多くなっておりますので、イにも要望しておりますようにこども園の給食費無償化及び保育料の軽減というのは、やはりこの奈良県の保育

団体の皆さん方の強い要望になっております。そのことについて、山下知事に要望しておりますところを、ちょっと読ませていただきますけれども、「ゼロ歳から二歳児保育料、三歳から五歳児給食費を無償化し、保育に係る保護者負担を軽減してください」というふうに要望しております。また、関連して申し上げますと、保育士等の処遇を改善してほしいと。市町村での民間保育士処遇改善費補助の実施状況を示していただきたいと。また、市町村で差が生じないよう、民間保育園保育士の処遇改善補助を引き上げてほしい。また、公立保育会計年度任用職員の処遇改善を進められるよう、処遇改善費補助制度を創設してくださいと、こういう要望を出されておりますので、一つこの給食費の無償化、保育料の軽減について、よくこれからは検討をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 保育料の算定に用いる基準では、生活保護世帯、ひとり親家庭を含む市町村民税非課税世帯については、保育料無償となっており、対象世帯のゼロ歳から二歳児の保育料に含まれている給食費も無償となります。従来から三歳から五歳児の保育料につきましては無償となっており、さらに五條市では令和六年度より第二子以降の保育料は無償化しております。また、食材価格の高騰により給食費の保護者の負担の増額を避けること及び給食の質を維持することを目的に、市内の私立認定こども園を対象に給食の材料に要する費用に対し、給食一食当たり五十四円を補助しております。

以上答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） いろいろ努力してきていただいているわけですけど、この間いただいた、皆さん方の公私連携幼保連携構想の中ではこのように書いています。五ページには「時間外保育は実費」と保育料とは別にね、実費とこうなっていますし、六ページの中には「保育料は変わりません」となっていますけれども、最後に「公私連携法人の独自事業に係る保護者負担が別途必要になる場合もあります」ということで、やはり皆さん方の公私連携幼保連携のこども園になれば上がるということがもう明らかになっておりますので、その辺は一つよく考えていただくことが必要ではないかなということをおききたいと思っております。

次、（三）公私連携構想の全体の費用と、現在の幼保連携こども園費用の比較ですね。そのことについてちよっとお聞きしますが、この五條市の令和五年度の決算書を見ますと、こども園の費用が令和五年度では七億二千七百五十七万九千八百三十八円となっております。しかし、この中にはちよっぴん保育園、なかよしこども園の皆さんに支払う子供のための教育保育給付費というのが、これが約二億六千六百万円ありますから、これを引いてもこども園の費用が令和五年度で四億六千五百一十万円になりますけれども、この現在の幼保連携こども園の費

用が令和五年で四億六千五百一十万円になりますけれども、この皆さん方が今考えられていますのは、公私連携幼保連携のことも園にもし移行した場合は、この全体の費用は、幾らぐらいになりますか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） まず、費用の詳細については、具体的にはまだ試算していませんのでございます。

一般的な考え方ですけれども、まず公立認定こども園として運営した場合、運営経費については保育料など、保護者負担と五條市から一般財源により賄っております。これに対して、公私連携の運営を行った場合は、従来の五條市の支出のうち、おおむね四分の三が国及び県からの施設型給付として給付されることから、五條市の財政的な負担が少なくなるというところにあります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） やはり複雑ですから、いろいろありますけれども、一つよく検討されていかれるように強く申し上げておきたいと思えます。ほんで、皆さん方からいただいたこの公私連携幼保連携のこの構想の資料の最後九ページに、保護者の皆さん方からの質問として質問二、子供の立場に立って考えてほしい。質問三、保護者の不安を解消するため説明してほしいという、こういう保護者の皆さん方の質問・要望をまとめられているわけですけれども、やはりこのことも考えますと、やはりこの子供の立場に立って考えてほしい。保護者の不安を解消するために説明してほしいということに、十分答えられることが大変重要だと思います。したがって、このことに全力を挙げて、今も頑張っていたらいいと思いますけれども、その辺を重要視していただきたいというふうに保護者の皆様方に代わって申し上げたいと思えますけれども、その辺いかがですか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 今回の公私連携をするに当たりましては、やはり保護者、また今働いていただいております職員の皆様にもしっかりと丁寧に説明をして進めていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 最後ですけれども、保護者の皆さん方に説明されて、なおもいろんな質問・疑問がやはり出された場合は、この皆さん方の七番に移行スケジュールという、これからのスケジュールがありますけれども、令和六年度では法人決定、協定内容協議、覚書締結という

ことになっていきますけれども、こういったスケジュールどおりに無理に進めるんではなしに、やはり保護者の先ほどの質問意見に十分答えられることで遅れても、そのことに重要視して取り組んでいただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次いきます。

大きな二番、不登校生徒の解決につながる教員増員及び待遇改善についてというところに行かせていただきます。

(一) 不登校児童四千六百九十人と奈良県がこの間発表しています。

十一月一日ですけど、その内容を申し上げますと、奈良県教育委員会は十月三十一日、県内の国公私立の小・中学校、高校における児童生徒の問題行動・不登校などに関する二〇二三年度、令和五年度ですね、調査結果を発表しました。その内容では、校種別では不登校者数が小学校一千三百三十七人、中学校二千三百五十四人、高校九百九十九人、こうなっています。ほんでそれと同時に、いじめの認知件数も明らかにしております。いじめでは、小学校が六千八百十四人、中学校が九百二十九人、高校が二百四十人と。さらに、高校の中途退学率も増えているというふうに発表していきまして、内訳は全日制、定時制、通信制の各課程の合計で、九百四十七人が中途退学というふうに発表したわけでございますけれども、このことについて五條市の状況はどんな状況になっているのか、まず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 本市におきます不登校児童生徒の状況につきましては、令和五年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりまして、五十三名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ちよつと五條市の人口から言いますと、五十三人というのもちよつとやっぱ多いほうではないかというふうに感じますけれども、その辺一いろいろんな手だてを取って解決させていただきたいと思えますけれども、その一つの解決として、(一) 番、解決につながる教員増員及び待遇改善を今教員は大変求めています。その求めている内容は、授業の持ち時間数の上限を決めてほしいと。そして、教員の基礎定数を今の定数よりも増やしてもらえないかということなんです。なぜ、教員の皆さん方が、そういう要求をずっと続けて文科省へ要求しているのかと言いますと、その内容ですけれども、イのほう行きます。今までは、教員の一人の先生は一日四コマ教えとったと。しかし、現在は一日当たり五ないし六コマの授業をこなして、だから生徒と向き合える時間がないと。授業準備、保護者対応、書類作成などに追われて時間外勤務になるのが、毎日大体十一時間半働いてはるという状況ですね。だから、とても不登校の方が増えても、生徒と向き合う時間がな

いというのが痛切な要求になっているわけですよ。したがって、このことをやはり五條市としても市単の教員を増やすなり、県に要求するなり、国に要求するなりして、その解決に頑張ったっていただきたいということをお願いするけれども、その点いかがですか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）教員の基礎定数につきましては、国の定める学級編制基準の改正により、小学校は令和三年度から七年度にかけまして、順次、一学級当たり児童数基準が三十五人学級となり、国の基準による学級編制を進めております。自治体独自で教員を増員するには、財政的な支援が不可欠になるため、全国市長会や全国都市教育長協議会等を通じた国への要望を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）全国の教員、保護者の皆さん方の要望・意見がずっと続いておりますから、答弁ありましたように三十五人学級というような部分的な改善はされておりますけれども、やはり、その中でも大変重要な生徒と直接接触しておる教員が、大変なもう状況になっております。したがって、毎年一度、文科省が発表しますけれども、教員が病気で長期の休暇を取っているという、そういう教員が毎年五千人以上おるわけです。子供も学校行きたくないというような状況で、不登校の方もおりますけれども、教員も仕事をしたくても精神的な病気、その他いろんな病気で学校を長期に休んでいる教員が大体日本全体でいつも五千人超えているわけですからね。これはもう大変です。だから、やっぱりこれはもうこの解決は、基本的には国の文科省、そして地方自治体の教育委員会の皆さん方が、腰を据えて頑張ってくださいなければならぬということ強く申し上げておきたいと思っております。

次、（三）残業代不支給制度を廃止しているわけです、現在。これは昭和四十六年公立学校教員職員給与特別措置法を国会で可決して、これを決定しているわけです。だから、教員の皆さん方は、先ほど申し上げましたように一日十一時間半働いても、その残業代は何もついてないわけです。時間は長い、長く働いても残業代がつかないと。もう普通の民間会社やたらもう本当に大変な争議になりますわな、これが実態です。この解決にも一つ五條市の教育委員会として、そして県・国に要望して頑張ってください。この残業代不支給制度をやはり基本的にはなくさなければなりませんけれども、それまでのいろんな対応もいろいろ考えていただいて、頑張ってくださいということをお願いしておきたいと思っております。

そしたら、次へ移ります。

大きな三、市民要望と五條市財政状況を基に考えた中心市街地まちづくりについて。

(一) 市民総合ワークショップづくりや高校生検討部会での要望、意見に基づく優先順位をつけたまちづくりについてというところへ入ります。

皆さん方から頂いた資料を見ますと、市民総合ワークショップの中の市民の意見は、中心市街地に求める具体的な機能として図書館が一番多いですね。学生・若者の居場所、同じぐらいあります。高齢者の居場所も多いです。その次、広場、会議室、生涯学習機能、閲覧学習、そしてホールは七番ぐらいですよ、これ。ワークショップの皆さんからの意見は。高校生の皆さんを対象にした検討部会を開いていただきました、その高校生の皆さんの意見を申し上げますと、一番は学生・若者の居場所、二番が図書館、三番がスーパー・日用品、四番が高齢者の居場所、五番が子供の遊び場所、六番が閲覧学習、七番がその他、八番が食事、九番がカフェ、十番が会議室、生涯学習機能、十一番が広場、十二番がホールというふうに、ホールはそんなに強い御意見ではないわけです。市民ワークショップの意見も高校生の検討部会に入っていますね。図書館、子供の遊び場、ホール、子育て支援、広場、共有部分、民間商業施設、バスターミナルと。皆さん方の資料では、ホールはかなり順位としたら大きなほうになるわけですけど、この今申し上げましたワークショップの皆さんの意見、高校生の検討部会の意見から言えば、ホールはやはり優先順位の上のほうにいるというのは、これは検討すべきではないかというふうに申し上げたいと思いますけれども、その点はいかがですか。

○議長（福塚 実） 櫻本部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 議員お述べのとおり、ホールの順位としましては中ほど高校生の場合は低い、また、総合ワークショップにつきましては、真ん中よりちょっと上ぐらいかなという順位になっておるんですけども、その中で市としましては、いろんな市民さんの意見を聞いた中で、どういう公共施設を入れていくかということで、ホールも一つに入れておきますので、議員お述べのとおりホールにつきましては、建設する場合は財政負担が非常に大きい施設になっておりますけれども、その辺はホールの建て方、例えば席を移動式にするかどうか、避難所やダンス、練習、イベントなど多目的に使用できるようにするなど、使う側の目線に立った無駄のない施設整備を目指して、費用削減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今五條市の施設の中で、大勢の方集まっていたただける施設を、皆さん考えていただいたと思いますけれども、シダーアリ

ーナは椅子は出さないといけませんけれども、大体二千人集ってもらいますわね。シダーアリーナの中に会議室ありますわな。会議室の大きな部屋、真ん中の隔たりを取った部屋です。その部屋は二百人ぐらい入れるんですよ。二百人、これ。中央公民館は大体百人ですわ、一番大きな会議室でね。阿田峯公園は体育館で百人、ほんで会議室で五十人、こういうふうにはやっぱりシダーアリーナなんかやったら、会議室だけでも真ん中の仕切りを取ったら、二百人は入れるところですからね、これ。だから、やっぱり今ある施設のせつかくこれシダーアリーナでも大変な財政負担でこれ建てとるわけですから、やはりまだシダーアリーナの音響設備改善されたかどうか知りませんが、まだでしたらその改善も含めて、もっとシダーアリーナの活用も考えらなあかんのちやいますか、これ。

次行きますけれども、五條市の財政状況を考えたまちづくりというところに行きますけど、皆さん方今の五條市の財政状況御存じのように、令和五年度では一般会計の実質収支額が七億四千二百七十七万七千七百九十七円です。黒字が。ほんで、令和五年度の貯金です。貯金は合計で六十七億九千八百七十万一千円。六十七億円。しかし、この中にはここから土地開発公社に貸している金があるんです。その金の合計が十三億五千五百六十八万円。これ引きますと、五十四億三千二百二万円しかないんです。令和五年度の貯金はどうかというふうには問われた場合は、この貯金の合計額六十七億九千八百七十万一千円から土地開発公社に貸している十三億五千五百六十八万円を引かなあかんよ。引いてこそ正確な答えになるんじゃないですか。だから、引いたら五十四億四千三百二万円しかないんです。そして、借金はどうかと言いますと、三百二十五億あるわけです。だから、赤信号ではないけれども、このまま行ったら赤信号に入りますよという、そういう状況ではないかな。監査委員さんも指摘してますわな。だから、こういうやはり財政状況も考えて、やはり一遍に市民の皆さん方のおんまり要望・意見でもないような公共施設は、やはり急いで建てるではなしに、やっぱりよく検討するということが必要ではないかと思えますけれども、その辺いかがですか。

○議長（福塚 実） 櫻本部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 五條市の財政状況、議員お述べのとおりでございますが、今後も物価高騰による行政経費の増加や、高齢化進行等に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれる中、事業の選択と集中により効率的な行財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。議員お述べのとおり、市の財政状況に基づいた計画となるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） やはり財政のことについては、民間企業はそんなあんまり心配してくれませんから、心配は理事者と我々議員がこれ心配

せんことには、そんなんほかの人の責任にはできませんからね。その辺は、よくわきまえていただきたいというふうに思います。

次、イトウと一緒に質問しますけれども、民間商業施設の中に入れる五條市の公共施設はどれにするのかと。また、民間商業施設の中に入れないけれども、商業施設の敷地内ですね、敷地内に入れる公共施設をどれにするかということ、これもやはりこの今の計画段階からよく相手とも協議しなければなりませんけれども、やはり結論を出しとかなあかんのちゃいますか。もう商業施設の責任者は、もう来年一月ぐらいから解体に入っていますよ。だから、やっぱりもう商業施設の責任者が解体に入って、今度建てるもんをどういう建物にしようかというふうにまた考えられていると思いますけれども、その施設の中に入れてもらわなあかんもんは、五條市としてはこれですと。もう入れてもらってもええけれども、商業施設の敷地内に入れてほしいのはこれですと。これも問われればもうすぐ意見を五條市として言えるような準備しとかなあきませんわね。だから、その辺も考えたことが大事ではないかなというふうに考えますけれども、そうなれば私たちはやっぱりホールなんかはどちらに考えても民間商業施設がこれから建てるそんな建物の中に入れるちゅうのは、不具合ちゃいますか。これはやっぱり敷地の中に建てさせてもらうということでは、私はないと判断しますから、その辺よく検討されるべきだというふうに思います。そして、これも求めておきます。

次、(三) まちづくり構想の中の五條市の公共施設の全体の建設費用、県・国の補助金はどうなのかと。

これは公共施設全体の何とするのかちゅうのは、まだ皆さん協議している段階で決められませんからね、ちよつと答えもしにくいと思いますけれども、もう皆さん方から配られたこの資料の中の範囲内で考えても、図書館、子供の遊び場、ホール、子育て支援や広場、共用部分とこれだけあるんですから、その辺も正確にまだ出せないかもしれないけれども、全体として何ぼいるのかという、その辺もよくもう試算していかねばならないんじゃないかというふうに思います。前の資料でこの高梁市の建物とか、それから海南市の建物、これいただいてますけど、これは民間企業と一緒に建てた建物ちゃいますやろ。市独自で建てて、そして指定管理者にこれ任せているわけですから、今五條市が民間の三団体と一緒にやろうとしているような、そんな建て方と全くちやいますな。その市の判断で建てて、指定管理者がこれ任しとんですから。だから、あんまりこんな参考にはならないと思いますけど。特に財政面ではこの参考にはならないと思います。その辺今やろうとしておることが大変複雑なことを皆さん方やろうとされているわけですから、一つしっかり視野を広げて、全体を見ながらその中の重要な部分を、これをやっぱり明らかにして進められることが必要やとということを申し上げておきたいと思えます。これももう答弁は結構です。この辺で私が申し上げておきたいのは、これ中心市街地の活性化とこうなっていますけど、今の計画でいけば、一極集中になる中心市街地

の活性化になるのではないかなという感じはしています。今も大きな話で比較にはなりませんけれども、東京一極集中でちよつと地方に国の公共施設を変えようと思つても、そんな簡単にはいきませんわね。だから、先ほども申し上げましたようにシダーアリーナもあるし、阿田峯公園もあるし、あちこちに広場も中央公園やら、五万人の森やらは、広場もあちこちにあるわけです。だから、あんまり一極ばかり、中心部ばかりようになって、今までの周辺のこういう施設、子供の広場が誰も来てくれへんようになったら、これまた別の解決の問題がこれは生じてくるわけです。だから五條市の全体を考えながら、なおかつ中心部にもね、皆さん方喜んでもらえる、皆様方の要望に応える部分をつくるというね。五條市の全体を考えて、大事なこと、また必要なことをやるというね、この辺のやっぱり観点がちよつと忘れてるんちゃうかなという感じもしますので、そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

最後（四）ですけれども、このまちづくり構想、民間三団体と協議してまとまってスタートしたとしなさい。スタートしたとしたら、これ将来何年何十年ぐらい先まで、この民間公共施設の中外で、五條市の公共施設を造って、将来何十年これ続けられるかという先の見通しは、五條市としてはやっぱり腹で持つとかなあかんのちやいますか。それはもうほかの三団体の皆さん方にそんなことを聞いても失礼にもなるしね。そんな聞かれへんからね。「あんたいつまでも営業してくるんで」と、そんなことこっちから聞くわけにもいきませんわな。そやけど、五條市としては、腹ではそのこともやっぱり覚悟しとかないけません。その辺も含めて、一つ複雑なことやろうとしてるんですから、それぞれしつかり協議して、そして、五條市民にも喜んでもらえるけれども、民間の皆さん方にも喜んでもらい、その状態が長く続けられるという、そういう事業にされることを強調をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうも御苦労さんでした。

○議長（福塚 実）以上で、十二番、大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十四分休憩に入る

午前十一時五分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、十一番、藤富美恵子議員の質問を許します。（「十一番」の声あり）十一番、藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ち、地域公共交通については昨日、山口議員、仲山嘉議員が、また先ほど大谷議員が中心市街地まちづくりについて質問されておりまして、私の質問と重複する部分は割愛をし、質問をさせていただきます。

それでは、五條市の中心市街地の活性化・にぎわい創出のためのまちづくりについてお尋ねいたします。

五條市はイオンリテール、奈良交通、南都銀行と協定を交わし、にぎわい創出のためのまちづくりに取り組んでいるところでございます。イオンなどの新しい商業施設、そして図書館やホールなどの市民交流施設が建設される予定ですが、イオンが撤退するのではないかと、うわさが流れており、私もよく耳にいたします。

市長、イオンは撤退するのですか。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）十一番、藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

イオン五條店は、新店舗への建て替えのため一時休業であり、五條市から撤退するものではないとさせていただきます。

私も会議であつたりいろんなところで御挨拶をさせていただくときに、イオンのことをよく市民の方が聞かれますので、そのたびに御挨拶の中でちょっと入れさせていただきながら、イオンは撤退するものではないというふうな説明をさせていただいております。そしてまたイオンはやはり今度中心市街地にありますので、やはり多くの方に訪れていただくものを公民連携してやっていきたいというふうに思っています。以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）一時休業ということで、それでは次に、市民交流施設の整備スケジュールをお尋ねします。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）先の九月議会でお示ししたとおり、本年度末から令和八年度中にかけて設計関連業務を行い、令和八年度中に建設工事に着工、令和九年度中の新施設オープンを目指して、イオンリテールほか関係機関と協議を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） それでは、建設用地の確保はまだ結論に至っていないというふうに聞いておりますが、どうなっていますか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 現在必要な事業用地の確保のために、地権者と協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 市民交流施設はいろいろ案があると思いますが、どのような施設になるのか。そしてまた、これまでどのように検討を進めてきましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 導入する機能は本年二月から三月に実施しましたパブリックコメントで決定しており、図書館、子供の遊び場、ホール、子育て支援、広場の機能と民間商業施設やバスターミナルを併せ持ったものを計画しております。

これらの機能を定めた中心市街地の活性化、にぎわい創出のためのまちづくりプロジェクトの構想策定に当たっては、十一回のワークショップを開催し、延べ百六十二人の市民から多くの意見をいただき、検討を進めてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） では、そのワークショップ、意見交換会ではどのような意見がありましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 中心市街地の活性化、にぎわい創出のためのまちづくりプロジェクトで取りまとめますが、多くの市民はにぎわいづくり、市民の居場所、学びの場、子育て支援、多世代交流の機能を求めていることが分かりました。

引き続き、これらの市民の意見を十分に踏まえた施設整備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） そして、市民の皆さんですが、買い物難民になるのではないかという声をよく耳にいたします。この声も含め、皆さんからいただいた意見を十分参考にして取り組んでいただきたいと思います。

次に、五条駅南北道についてお尋ねいたします。

平成十七年九月二十五日に五條市、西吉野村、大塔村が合併をいたしました。当初の合併特例債百七億三千万円の中にJR五条駅の整備と南北連絡道路事業が予定されていましたが、これまで実現しておりません。

では、合併特例債百七億三千万円は、実際、何に幾ら使いましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 合併特例債の充当実績につきましては、火葬場建設事業で十八億三千二百二十万円、大塔庁舎分署整備事業一億五千万円、消防・救急無線整備事業三千六百万円、大塔小・中学校プール建設事業九千九百万円、山間地域ケーブルテレビ施設整備事業一億一千三百六十万円、ごみ焼却施設大規模改良事業四億二千七百七十万円、消防本部庁舎建設事業十三億八千五百四十万円、し尿処理施設建設事業五億九千万円、広域ごみ処理施設整備事業一億四千七百五十万円、新庁舎整備事業四十億六千三百九十万円の合計八十七億五千七百三十万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） そうしましたら、合併特例債は今幾ら残っていますか。

また、この合併特例債の期限いつまでですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 合併特例債の充当残額につきましては、十九億七千五百三十万円です。

なお、期限につきましては、令和七年度となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 期限、令和七年度、十九億七千五百三十万円も残っているということですが、では当初予定計画されていたが、実現されていない事業とその事業費をお尋ねします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 合併特例債を充当しなかった事業につきましては、新市玄関口整備事業（駅前周辺・南北道）の事業でありまして、二

十四億一千八百万円、それから観光施設整備事業、大塔・西吉野地区でございますけれども、十一億一千百万円、在宅福祉施設整備事業、西吉野でございますが、一億八千三百万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）さきの九月議会で、五条駅周辺のまちづくりについて山口議員が質問されており、市長の答弁は「もう一度南北道を何とかならないかと思いました。また、踏切ができて車で渡れるようなことができれば、五條市のまちはイオンを中心として今後変わっていくのが大きいのではないかと。そして、もともと買った物にきてくれる田園のほうからも降りてきていただけるとは思いません。諦めずにもう一回行ってみよいかと思っております。」と答弁されておりました。市長、JRに行っていただけでしたか。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）現在はまだJRの方には行けてない状態でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）議会では、五条駅南北道については、平成十四年十二月に五条駅南北道建設促進及び市街地整備特別委員会を設置し、平成二十一年十二月まで、そしてまた引き続き、平成二十一年十二月から平成二十九年十二月まで地域活性化及び五条駅南北道建設促進特別委員会としてこれまで十五年間取り組んでまいりました。

何度も視察に行きましたが、南北道はできておりません。市長、五条駅南北道は絶対無理なのか、JR西日本に南北道の話をしに行っていないだけませんか。市長は五条駅南北道をどのように考えておられるのか、いま一度改めてお尋ねいたします。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）南北連絡道路は、本市の中心市街地において重要な計画であると認識をしております。

前回九月議会におきましても「イオンの周辺での中心市街地の活性化、にぎわい創出のためのまちづくり整備に関連する公共交通施設の代替施設の整備も視野に入れ、関係機関と協議をしながら総合的に判断し、しっかりと進めてまいりたい」ということを答弁をさせていただきました。JRに南北道路、ぜひとも行かせていただきたいというふうに思っています。

それと今計画にあります例えば防災拠点でありましたり、これもまだ県の事業なので分かりませんが、消防学校であったり、そういったことも可能性としてございますので、その辺も踏まえながら市としては例えば上野のところに新たな駅ができるというのも非常によいこ

とかなどというふうにございますので、そういったこともともに要望してまいりたいというふうを考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今いろいろ聞かせていただきました。イオンにつながる南北道ができることによって、五条駅周辺も車や人の往来が増えることから活性化にもつながると思いますので、市長ぜひともJR西日本にお願いに行っていたきたいと思います。

次、子育て支援についてお尋ねします。

市長は公約に子育て支援を掲げておられました。市長に就任後、取り組まれた子育て支援のうち給食費の無償化、保育料の無償化、そしておむつの無償配付について、その実績・成果をお尋ねします。奈良県十二市の現状と、そして隣の橋本市、兵庫県明石市の現状も併せてお答えください。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）まず、給食費の無償化についてでございます。

小・中学校の給食費無償化につきましては、令和六年四月から五條市が十二市で初めて、公立小・中学校ともに無償化を実施いたしました。同年四月に大和郡山市は公立中学校のみの実施としております。また、令和六年九月から宇陀市が、令和六年十月から橋本市が公立小・中学校で無償化を実施しております。明石市は、公立中学校のみ令和二年四月から実施しております。

続きまして、保育料の無償化についてでございます。

五條市では、令和六年四月より第二子以降の保育料無償化を実施しております。現在、第二子以降の保育料無償化事業を実施しているのは、本市を含め奈良市、生駒市、香芝市、葛城市の五市のみとなっております。橋本市では、令和四年度より第二子以降の無償化を実施し、明石市は平成二十八年度から第二子以降の無償化を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）続きまして、紙おむつ無償化についてですが、こども家庭センターでは令和六年四月から市の職員が毎月一回、出生日の翌月から一歳の誕生日までの乳幼児家庭を訪問し、紙おむつを無償で届ける「すくすく子育て定期便」を実施しています。市の職員が訪問することで、子育てに関する悩みを聞き取り、必要な情報提供をし、育児の孤立化を予防することが目的です。令和六年四月から十一

月の実績としまして、対象のお子さんは百二十四名、配付個数は五百八十一件です。毎月訪問することで信頼関係が構築され、育児支援につながっていると考えます。また、県内十二市及び橋本市、明石市の状況ですが、県内十二市につきまして、三市が紙おむつの無償配付を行っています。その方法は自治体によって違いがあります。三市のうち、奈良市は本市と同様に一歳まで毎月配付していますが、全員ではなく、対象者及び回数に制限を設けています。また、二市におきましては、出産後一回のみの配付です。その他の八市及び橋本市につきましては、紙おむつ無償配付事業は行っていません。明石市は、おむつ定期便として生後三か月から一歳までの乳幼児を対象に、市が民間事業所に委託して紙おむつの無償配付を行っています。

以上、答弁といたします。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今説明いただいたとおり、小・中学校の給食費の無償化については、他市に先駆け奈良県十二市で初めて、それから保育料の無償化についても十二市のうち五市が実施、そのうちの一市に入っています。そして、紙おむつの無償配付については、職員による戸別訪問配付など、これ他市にないきめ細かな取組がなされています。ところが、五條市のこれらの子育て支援を知らない市民の方が多くおられます。市はもっとPRできませんか。先日NHKのならナビ、「めっちゃ！五條」で五條市を広く紹介されておりました。このような番組で五條市の子育て支援を紹介していただくことはできないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（福塚 実）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）議員御指摘のならナビにつきましては、市から依頼や委託をしたものではなく、NHKが五條市内のこの時期ならではの観光スポットであるとか出来事、話題などを独自に取材され放送されたものと承知をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい、分かりました。

ならナビでなくても、これテレビ・新聞等でぜひ取り上げていただき、五條市の子育て支援がこんなにも充実していることをPRすべきではないでしょうか。まずは広く五條市民に知っていただき、五條市の子育て支援は奈良県で一番充実している。「五條で住んだらどうや」、「五條に帰っておいで」と子や孫や知人友人に言ってもらえるように、そして五條市以外の皆さんにも知っていただきたいと思えます。私は何につけ五條市はPRが足りないと思っております。広報の仕方もよくよく考えていただき、もっともつと発信していただき

たいと思います。小・中学校の給食費の無償化、奈良県十二市で初めて、十二市初でございます。それだけではありません。副市長、その名札ですが、その名札もそうですね。

○議長（福塚 実） 福塚副市長。

○副市長（福塚勝彦） 議員お述べのとおり、名札もそうでございます。職員の個人情報保護ですとか、カスタマーハラスメント対策の一助として、奈良県十二市の中で先駆けて去年の十月半ばから名札を平仮名で名字だけにするというような取組を始めました。奈良県で一番、十二市で一番でした。そのときは新聞で紹介されませんでした。それから時間が経ちまして八か月後ですか、今年の六月に奈良県十二市で二番目に市が同じような取組をされた。そのときは新聞で紹介をされました。

それ以降も、地方公共団体だけでなく、民間の企業さんも同じような個人情報保護とかということを目的に取組をされて、それがネットですとか行政向けの雑誌で紹介をされておりました。それを目にするたびに、うちももう少し上手にPRすればよかったのかなというふうに悔しい思いをしたというところでございます。名札だけでなく、議員おっしゃるように子育て支援ですとか、にぎわいづくりというところで五條市いろんな取組を展開しております。残念ながら、それが全て市民の皆さんに知っていただけるかどうかというのが、甚だその不安なところでございます。

現在でもそれぞれ各課でプレスリリースというのはしておるわけですが、やはり十分ではないのかなというふうなことを思っております。それを解消するために、周知不足であったり、PR不足を解消するために奈良県の協力を得まして、プレス対応強化講座というのを現在予定しております。年明け一月に大手民放の解説委員さんを講師に招きまして、職員のスキルアップを目的に五條市の職員を対象に講座を開催したいというふうに思っています。これからいろんな機会を捉えまして、情報を正しく市民の皆さんに発信していくという取組をしないとけないというふうに考えているところでございます。

私からは、以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） このように奈良県初であっても、報道がされなかったわけです。給食費の無償化であれ、名札であれ、ほかにもいろいろあると思いますが、しっかりと五條市をPRしていただき、五條市に目を向けていただけるように発信をしていただきたいと思っております。

そして、千葉県の流山市ですが、五條市からも視察に参りました。流山市は「母になるなら流山」、このような言葉でPRしてあります。上手やなと思ったんですけども、これ東京に行って電車に乗りますと、このようなポスターをよく見かけました。そ

れによる効果がどれだけあったか分かりませんが、流山市の人口は急増したと聞きました。

市長、五條市はこのままではさらに人口は減少していくと思います。住み続けたいまちづくりはもうもちろんのこと、特に若い人たちに特に女性に選んでもらえるまちづくりが必要だと考えますが、今ある子育て支援以外にどのような施策を考えておられるのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）就任してからです。まず給食費無償化、そして先ほどから担当課からも答弁がございましたが、おむつの無料配付でありました。保育料二子目、無償化などをやらせていただきました。

そして今、今回非常に一般質問が多かった公私連携、このことをやらせていただくことによりましてゼロ歳から二歳児を保育料無償化、これもやらせていただきたいというふうに私自身思っています。

そして、その中で子育てをしやすいまちづくりをやる中で、この間交流都市であります新十津川町のほうに行かせていただきました。議員さんも視察で行かれたと思うんですけども、あそこの中で移住定住の政策をやっておられる話を聞かせていただきました。最大が二百七十万円の補助を出すというふうなことでございました。町長に「何件ぐらいの方が一年間移住定住されたんですか」と聞かせていただくと、約三十件、非常に大きい件数だなというふうに思っていました。私もこのことについて五條市ですぐ取り組みたいなところ、まず予算も必要ですし、財源をどうしたらいいのか。新十津川町は何を財源にしているのかという話を聞かせていただきました。私どもも、本市として使えないかなというふうに思ったんですけども、過疎債のソフトはもう一億ぐらいですかね、そこからもうちょっとソフトという面では使うことができない。その分については、五條市は例えば吉野川祭りであったり、ほかのものでもう行くところが適用が決まっているというふうなことでございましたので、今私が思っているのは遊休施設の売却した分を充てていきたいなというふうに考えています。そんな中では、田園にあります田園の体育館の隣に保育園用地がございました。そのところもこの間売却に出したんですけども、入札がございませんでしたので、再度売却に出していて、そのお金を今度移住定住に充てたいなというふうに思っています。

今保育園も三園入札に出しています。これも売却ができましたら、そういう移住定住の財源として使っていきたいなというふうに思っています。そんな中で子育て支援でありましたり、移住定住の支援をしていきながら、やはり多くの方々に住んでもらえる若い世代を応援しながら、五條市に住んでいただきたいなというふうに思っています。そのためにも、例えば今日の質問でもありましたけれども、イオンのところも非常に公民連携でやらせていただく中では、非常に重要なまちづくりであると考えますし、イオンからまた中央公園につながって吉野川、そ

して重伝建につなげるまちづくりをやらせていただきたいなどというふうに思っています。重伝建に至りましても、今後今は新町の皆さんがどういうふうに考えているのか、空き家がどれくらいあるのか、そういったことをしっかりと調査をして地域の方々とともに取り組み、また五條市の発展につなげていきたい、以上のように考えております。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） いろいろといっぱい聞かせていただきました。実現に向けて取り組んでいただきたいと思えます。次に、地域公共交通についてお尋ねいたします。

過日、地域の移動手段を考えるワークショップ、意見交換会が行われました。私も十一月十六日、市役所でのワークショップ、意見交換会に参加いたしました。コミュニティバスの乗車体験をし、五條市の公共交通の現状の説明を受け、そして交通ジャーナリスト鈴木文彦氏の「限られた資源を最大限生かして、最適な地域交通を みんなが当事者になって地域交通を考えよう」の講演を聞かせていただきました。五條市が行った五條市の移動手段を考えるワークショップ、この意見交換会は、何地区で行いましたか。地区名と参加者数をお尋ねします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 地域の移動手段を考えるワークショップは、市内全ての地区を六回に分けて行い、さらに市全体の一回の合計七回行いました。地区名と参加者数につきましては、開催順に申し上げますと、大塔地区で十人、野原、南宇智地区で十四人、宇智、北宇智、大阿太、南阿太地区で八人、西吉野地区で十四人、牧野・田園地区で三十二人、須恵、岡口、本町、五條、二見、新町、阪合部、大深地区で十四人、市全体で二十二人の合計百十四人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 次に、直近五年間の地域公共交通にかかった費用、決算額をお尋ねします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 直近五年間の五條市一般会計の地域公共交通に関する決算額といたしましては、令和元年度は一億一千四百五十万円、令和二年度は一億一千四百四十二万円、令和三年度は一億一千三百五十一万円、令和四年度は一億五百八十二万円、令和五年度は一億一千五百六十三万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）現在運行しているスクールバスは何台ありますか。そのうち、市所有のバスは何台ですか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）本市で運行しているスクールバスは十七台あり、そのうち市所有のスクールバスは九台あります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）通学以外でスクールバスを活用することがありますか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）公立小・中学校がふるさと学習や校外学習などの学校行事等で利用する際、特別運行の形で活用しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）現在、五條バスセンター発の土・日・祝日の病院行きのバスは十三時五分と十四時五分の二便しかありません。市所有のスクールバスが九台もあるということですので、コミュニティバスとして、土・日・祝日の病院行きのバスとして活用できませんか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）スクールバスにつきましては、その目的が通学という形になっておりますので、その病院までのところで料金等もらう場合については、活用できないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）令和三年度の本市地域公共交通網の再編の際に、当初本市の案としましては、土・日・祝日は三往復を行う案を提示しておりましたが、関連市町村の地域公共交通会議での承認が得られず、現在の二往復の案に修正となりました。

これらの経緯を勘案すると、増便は難しいものと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）せめてもう一便、病院行きのバス便を増やしていただきたいと思っておりますので、引き続き関連市町村の地域公共交通会議で承認が得られるよう働きかけていただきたいと思います。

最後に、大規模太陽光発電設備建設計画反対のための署名運動に係る協力をお願いについて。

このことについては、さきの九月議会でも質問をさせていただきました。メガソーラー反対の署名、何名の方の署名があつたのか質問いたしました。また、「自治連合会が決定することなので、議員の意見を自治連合会に伝えさせていただく。」という部長の答弁でございました。部長、自治連合会に署名人数、結果を何らかの方法で公表するよう伝えていただけましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 伝えました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） どなたに伝えていただきましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 五條市自治連合会長に伝えました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 伝えていただいて、その署名人数の公表について、どのように言われておりましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 署名活動につきましては、令和六年十二月三十一日で締めて、年明けに公表すると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 先月十一月十二日に県の専門家の委員会でも県側から太陽光発電施設の規模を見直し、当初より百分の一以上縮小する案が示されたということでございます。自治会の回覧で署名の協力をお願いしたのですから、その結果は当然自治会の皆さんにお知らせすべき

であると思います。

では、来年公表するということで間違いありませんか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） そのように聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○十一番（藤富美恵子） 終わります。

○議長（福塚 実） 以上で、十一番、藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩に入る

午後一時再開

○議長（福塚 実） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第二、報第二十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第二十九号 専決処分の報告について（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

○議長（福塚 実） 報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹） 失礼いたします。ただいま上程いただきました報第二十九号 専決処分の報告について（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページ及び二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和六年六月十二日に公布された子供・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童手当法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和六年九月二十七日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、児童手当法の一部改正に伴い、文言を置き換えるものでございます。

内容は、別表第二第二欄「外国人に対する生活保護に関する事務であつて規則で定めるもの」の事務を処理するために必要な同表第三欄に掲げる特定個人情報中「児童手当又は特例給付関係情報」を「児童手当関係情報」に置き換えるものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

施行期日について定めており、令和六年十月一日から施行するとしております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で、報第二十九号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第三、報第三十号議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第三十号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実） 報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗）ただいま上程いただきました報第三十号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五ページを御覧ください。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年十月二十八日の日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

和解の相手方は、奈良県五條市野原中五丁目四の十九、竹林満代。

和解の内容につきまして、市側の過失割合を三割とし、市は相手側車両の損害賠償金二千九百四円を支払うもので、今後本件に関しては双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなります。

事故の概要につきましては、令和六年七月二十六日午後九時頃、五條市野原中五丁目地内の市道野原滝線を自動車で帰宅途中、直径五十七センチメートルほどの水が溜まっていた穴ぼこに左側車輪がはまり、タイヤの横腹を損傷させたものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）タイヤの破損で三割の負担を市が、これ普通どこ走っても起こり得る案件ですんかな。それとも、市が補修を怠っていたので起こる案件なのか、その辺いかがですか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

市側の過失でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）日頃ここに穴ぼこがあるんやと分かっとなら、そこへ突っ込むことはなかったかもしれないし。どっちが悪いんかいのは分かりませんが、やはりこういうところが日常生活でこういう事故が起こるということ自体が、やはり問題かと思えますんで、今後

そういった穴ぼこに対しての通報もやっていたいただいているということを聞かせていただいております。またよりよい方法でこういった対応を
していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で、報第三十号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第四、報第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第三十一号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和六年度五條市一般会計補正予算（第六号））

○議長（福塚 実）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました、報第三十一号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和六年度五條市一般会計補正予算（第六号））議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和六年七月一日発生の梅雨前線豪雨により被災した農業用施設の災害復旧に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法
第百七十九条第一項の規定により、令和六年十月二日付で専決処分をしたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、あわせ
て承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市一般会計補正予算（第六号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。その総額にそれぞれ九十八万円を追加し、総額百八十八億九千七百
五十三万五千元とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

四ページの下の歳出を御覧いただきたいと存じます。

災害復旧費、農業用施設災害復旧費の九十八万円でございますが、農業用施設災害復旧工事を行うため、所要の額を計上するものでござい
ます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。分担金及び負担金において、三十四万三千元を県支出金において六十三万七千元を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この災害の発生場所、そしてどういった施設が災害にあったのか教えていただけますか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

当該被災箇所ですが、阪合部新田町改良区内の現場でございます。

被災の状況といたしましては、既に令和五年六月に被災した現場を災害復旧していましたが、令和六年七月一日発生の梅雨前線の豪雨により増破したことに端を発しております。

新たに被災した内容といたしましては、水路四・七メートル、手戻り水路一〇・七メートル合わせた水路六百幅、延長一五・四メートルの復旧でございます。

以上答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この負担割合、個人負担はあるののか、その辺を教えてくださいいただけますか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）増破に関しまして九月十日に査定を受け、既に国の補助として認められております。

補助の割合は、国が六十五パーセント、分担金が三十五パーセントでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第五、報第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第三十二号 専決処分の報告、承認について（令和六年度五條市一般会計補正予算（第七号））

○議長（福塚 実） 報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹） 失礼いたします。ただいま上程いただきました、報第三十二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和六年度五條市一般会計補正予算（第七号）） 議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙実施に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和六年十月九日付で専決処分をしたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、あわせて承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市一般会計補正予算（第七号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。その総額にそれぞれ二千九百四十二万三千円を追加し、総額百八十九億二千六百九十五万八千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

総務費、選挙費、衆議院議員総選挙費の二千九百四十二万三千円でございますが、衆議院解散に伴う第五十回衆議院議員総選挙経費の追加を行うため、所要の額を計上するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

地方交付税において、二十一万九千円を、県支出金において二千九百二十万四千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 十月二十七日に投開票が行われた衆議院選挙の経費で専決処分されたこと、結構なことなんですけれども、この支払いについてお尋ねしたいと思います。

この支払いの最終支払いが完了したのはいつでしょうか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 全ての支払いのことでしょうか。ちよつと今そのデータは持ち合わせておりません。

以上答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）説明の範疇だと思うんです、私問い合わせている件は。支払いが終わったら終わりました、まだまだこれがまだですということとは答弁していただきたいと思うんですけど。終わってへんの。いや、専決した意味あれへんやんか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 失礼いたします。

全ての支払いはまだ済んではおりません。済んでもあるんですけども、まだちょっと支払いが済んでないものもございます。以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） なんでそんなこと言うかというたら、もう既に終わつとる選挙ですやんか。終わつとる選挙でまだ支払いが終わってないという事は、事務執行の手続上遅れが生じておるといふうに感じるんですけどもね。私も立会人として当日二十七日に行かせていただきました。今まででしたら印鑑持ってきて、そして立会人の報酬を現金で渡しておったわけです。口座番号書いた紙をお渡しするだけでよかったです、今回はね。そういうシステムが変わって、遅れとんのかなとは思いつつとったんですけど、いや、遅いし、番号間違たんかいなというふうな思いをしたわけなんです。

遅れとるなら遅れとるで言うてくれたらええねんけれども、こっちが番号違とったんやろうと思って担当課に聞いたら、まだですという話。それは十二月入ってからでしたわ。その辺の事務執行の手続が遅れているのは、やはり何らかの問題があるから遅れとるんやろうと思うんですけれども、その辺改善の余地はあるんかないんか、教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 今回支払いの遅れた理由の一つ、ちょっと言い訳にはなるんですけども、選挙が始まってすぐに担当職員がちょっと一名病気で休暇を取りまして、ちょっと人が少なくなつたのもありますけれども、ちょっとそのことで事務処理がちょっとほかの職員に負担がかかりまして、ちょっと遅れた次第でございます。

次の選挙以降は、そんなことがないように、スピーディーに処理ができるようには頑張つてまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 今十二月のこの年内には、この支払いまだの部分に関してはできるんですか。これ専決した意味がないですやんか。早く支

払いせなならんということでも専決処分されておるわけですよ。その辺、人的な配置もあるんかもしれませんが、やはり早い対応を
お願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（福塚 実） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第六、報第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第三十三号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実） 報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗） ただいま上程いただきました、報第三十三号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の追加議案書の二ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、公園の管理瑕疵による倒木事故の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年十二月二日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

追加議案書の二ページを御覧いただきたく存じます。

和解の相手方は、奈良県五條市田園四丁目三十三の十一、佐藤 存。

和解の要旨につきましては、市側の過失割合を十割とし、市は相手側カーポートの損害賠償金七十八万四千九百三十五円を支払うもので、今後、本件に関しては双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

追加議案書の三ページを御覧いただきたく存じます。

事故の概要につきましては、令和六年八月十四日、午後四時四十分頃、五條市田園四丁目百四十五の市有地（岡地区十一号緑地）に樹勢しているクヌギが強風により隣接している民家に倒れ、カーポートに損害を与えたものでございます。

なお、相手方には、けがはございませんでした。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これも一緒なんですけれども、東京でイチョウの木が折れて、お亡くなりになった方がいらつしやったかと思うんですけども、その時点でも五條市の管理する立木に対しての注意が必要であったのではないかなと思ったりするんですけども、こういうところ、今度設置していただきます道路破損等の通報の中に、こういったものも入るのかどうか、教えてもらえますか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の件を受けて、そういったことも含め検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で、報第三十三号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第七、報第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第三十四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実）報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗）ただいま上程いただきました報第三十四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の追加議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公園の管理瑕疵による倒木事故の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第八十条第一項の規定により、令和六年十二月二日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

和解の相手方は、奈良県吉野郡吉野町丹治十五の一、株式会社櫻井 代表取締役櫻井信孝。

追加議案書の五ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の要旨につきまして、市側の過失割合を十割とし、市は相手側電柱倒壊の損害賠償金九十三万六千円を支払うもので、今後、本件に関して双方とも一切の債権債務関係がないことを確認することとなっております。

事故の概要につきましては、令和六年九月十七日、午前五時三十分頃、五條市住川町千二百二十八、株式会社櫻井五條工場内にて、隣接している市有地、テクノパーク・なら五号緑地にあるクスノキの枝が強風により電線を揺すり、株式会社櫻井所有の電柱を倒壊させ、損害を与えたものでございます。

なお、相手方には、けがはございませんでした。

以上、御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。(「十二番」の声あり)

○議長(福塚 実) 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) 六ページの事故の概要を読ませていただきますと、隣接している市有地、テクノパーク・なら五号緑地にあるクスノキの枝が強風により電線を揺すり、櫻井さんの家に電柱を倒壊させたと、こうあるんですけれども、これはあれですね、電柱はどこの管理になりますか。

○議長(福塚 実) 上田井都市整備部長。

○都市整備部長(上田井 朗) 十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

株式会社櫻井の所有でございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「十二番」の声あり)

○議長(福塚 実) 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) 電柱は櫻井さんの管理ですか。そしたらあれですか、テクノパーク・ならは、管理責任全体の管理責任は県ですか、五條市ですか。

○議長(福塚 実) 上田井都市整備部長。

○都市整備部長(上田井 朗) テクノパーク内の緑地に関しては、五條市の管理でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福塚 実) 質疑を終わります。

以上で、報第三十四号の報告を終わります。

○議長(福塚 実) 次に、日程第八、報第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(久保雅彦) 報第三十五号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)

○議長(福塚 実) 報告を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程いただきました報第三十五号 専決処分報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の追加議案書七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公用車の事故による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年十二月二日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

次に、追加議案書八ページから九ページを御覧いただきたいと存じます。

一 和解の相手方は、奈良県五條市本町三丁目四の三十五、金谷 彰。

和解の要旨につきましては、相手車両の損害額三十八万円に対し、市側の過失割合を二割とし、相手方に七万六千円を支払うものとし、また、相手方は市の車両の損害額三十一万円に対し、相手側の過失割合を八割とし、市に対して損害賠償額二十四万八千円を支払う。

市と相手側の各自負担額を相殺し、相手方が市に対し十七万二千元を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

事故の概要につきましては、令和六年八月十五日、午前十時頃、市道本町二十三号線を旧市役所方面に進行中、接触事故があり、市営極楽寺霊園駐車場前を通過中に、当該霊園の駐車場から市道に出てきた相手車両が当方車両の右側ドアに接触し、双方車両を損傷したものでございます。

なお、相手方及び市職員の人身には負傷はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この過失割合はどこの責任ではじき出したのか、保険会社なのか、その辺はどうですか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）十二番、大谷議員の御質問にお答えいたします。

双方の保険会社同士が示談の上、損害割合を試算したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁は保険会社でしたかな。

○議長（福塚 実） 保険会社です。

○十二番（大谷龍雄） 保険会社。はい。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実） 七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） これは狭いところですね。それであそこを走ったら、近いかは分からないけれども、これから市役所の職員は、あそこはあまり通らないようにしてもらいたいと思います。

それで今、大谷議員の質問にありましたけれど、過失割合、これは大体、今計算したら三対一、二割五分が市で、向こうが七割五分。それで向こうから十七万二千元を頂けるということでよろしいですね。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 負担割合は市が二十パーセント、それから相手方が八割となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実） 七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） これは名迫教育部長、この三十八万円と三十一万円を足したら六十九万円になるやろ、これは両方の賠償金や。六十九万円に向こうから十七万二千元をもらえるとすることは、今言った八対二とは違うのとちゃうか。俺の計算は頭が悪いから分かりませんが、一回お願いします。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

まず、市側の損害が三十一万円、市の責任が二割ということで七万六千円を負担する。一方、相手方が三十八万円の損害に対して八割の責任があるので、二十四万八千円を支払うと。これを双方で支払うということで相殺、差し引きしまして十七万二千元を相手方が市に払うという仕組みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今の計算であれば、二十四万八千円から七万六千円を引いた十七万二千元ということですか。はい、分かりました。私の計算の間違いです。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で、報第三十五号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第九、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十七号 五條市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第五十七号 五條市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、他の条例等において、書面等で行うこととされている各種手続について、デジタル化することを可能とし、市民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図るため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものとございます。

初めに、本案の概要について御説明申し上げます。

五條市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の概要と記載された、A四横の資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、一 目的につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

次に、二 対象機関でございますが、市長部局、各委員会及び市議会等並びに地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者としております。

次に、三 対象手続等でございますが、個々の条例等に基づいて対象機関に対して行われる申請等、対象機関が行う処分通知等、並びに対象機関が行う縦覧等及び作成等としております。

次に、四 手続等のデジタル化の内容でございますが、申請等やそれに伴う使用料及び手数料の納付、処分通知等、縦覧等及び作成等のうち、個々の条例等に書面等の方法が規定されているものについて、これらの手続のオンライン化、デジタル化を可能とします。

なお、デジタル化が適当でない手続等や、個々の条例等で独自にデジタル化等が定められている手続等は適用除外となります。

また、個々の条例等で添付することが規定されている書面等の事項がオンライン等により確認できる場合は、当該書面等の添付を省略できることとしております。

次に、五 活用状況の公表でございますが、オンライン等により行うことができる申請等の、情報通信技術を活用した行政の推進の状況について、インターネット等により公表することとしております。

それでは、条例の具体的な内容について御説明申し上げます。

議案書の十三ページから二十ページまでを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条で、さきに御説明したこの条例の目的を述べ、第二条では、本条例における用語の定義を定めております。

第三条では、電子情報処理組織による申請等について必要な事項を定めております。

第四条では、電子情報処理組織による処分通知等について必要な事項を定めております。

第五条では、電磁的記録による縦覧等について必要な事項を定めております。

第六条では、電磁的記録による作成等について必要な事項を定めております。

第七条では、適用除外となる事項について定めております。

第八条では、添付書面等を省略できる場合等について定めております。

第九条では、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について定めております。

第十条では、施行に関して必要な事項は規則で定めることとしております。

本則は以上でございます。

続きまして、附則では、この条例の施行期日を定めるとともに、この条例の施行に伴い、五條市行政手続条例において文言の整理を行うこととしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これはデジタル化に対しての初めての条例だと思うんですが、大体どこの市も比べてみたら、ほぼ一緒の内容だと思うんです。その上で、ちょっと私自身が分からない部分があるので教えてほしいのですが、議案書の十八ページの第六条の当該書面等に係る電磁的記録により行うことができるという記録なんです。どういったものを記録するのか、まずそれを教えていただけますか。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）九番、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

個々の条例におきまして、書面等によることと規定されているものについて電子申請ができるようになるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どういったものを記録するんですか。申請じゃない、申請が記録で残るということですか。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）申請等のデータを電子ファイル等に記録することでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それを電子で記録していくということになるんですね、申請のあった部分が。それで今度、開示請求された場合に、紙ベースで出さないとあかんと思うんですけれども、個人的な情報の部分の開示請求があったときに、例えば入札の落札記録を教えてくださいとか、個人的な部分で教えられない部分があると思うんですが。印章をまだ使っているかどうかは分かりませんが、そういう印章を消したりしないとならんと思うんですけれども、その辺の対応は従来どおりになるんですか。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）本条例につきましては、電子申請ができるといふ条例改正だけでありまして、その内容につきましてはそれぞれの所管課のほうで、どういうシステムを構築して、どのようにやっていくかというのを決めていきますので、この条例の中では、そこまではうたわれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）できるといふ範疇の中の条例だということ、分かりました。

今後についてはセキュリティーの問題等があるかと思えますし、そういう細かいことは規則で定めるんでしょうね。それで特にインターネット等で侵入されて、こういった電子データが盗まれるおそれもあるし、改ざんされるおそれもあるんですけれども、その辺の規定はどう定めるのか、教えてもらえますか。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）セキュリティーの関係であるとか、その辺もそれぞれの所管課のほうでシステム等の構築も含めて定めていく形になると思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ではそれぞれの所管課は、みんなやっていけないとあかんということですよ。統一したものの、ひな形をつくって、それで所管課でまとめていくというか、大変な作業になると思うんですけども、大丈夫ですかその辺は。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）現段階では、まず条例で電子化できるというところを改正させていただいておりますので、その先のことにつきまして、それぞれその所管課が電子申請するシステム改修であるとか手順、それぞれのシステムを構築するときに関係課と寄って協議していく形になると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十、議第五十八号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十八号 五條市税条例等の一部改正について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第五十八号 五條市税条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市では、市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料及び農業集落排水施設使用料において、納期限を過ぎて未納の方につきましては、地方税法の規定に基づき、督促状を発付し、督促手数料を徴収しております。

この督促手数料を廃止し、納付者の利便性の向上及び市税等の徴収に係る事務を効率的かつ効果的に行えるよう改正をするため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本改正条例案の対象となる条例は、五條市税条例、五條市介護保険条例、五條市後期高齢者医療に関する条例、五條市道路占用料に関する条例、五條市農業集落排水処理施設条例でございます。

それでは、具体的な改正内容について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十二ページから二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、改正条例の第一条は、五條市税条例の一部改正でございます。

第一条では、徴収金から督促手数料を削り、その徴収に係る規定を削るものでございます。

次に、改正条例の第二条は、五條市介護保険条例の一部改正でございます。

第二条では、保険料の督促手数料に係る規定を削除するものでございます。

次に、改正条例の第三条は、五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

第三条では、保険料の督促手数料に係る規定を削除するものでございます。

次に、改正条例の第四条は、五條市道路占用料に関する条例の一部改正でございます。

第四条では、督促手数料の徴収及び額に係る規定を削るものでございます。

次に、改正条例の第五条は、五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。

第五条では、督促手数料の徴収に係る規定を削るものがございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

本改正条例の施行期日を令和七年四月一日とすること及び経過措置について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十一、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十九号 五條市水道事業の設置等に関する条例の廃止について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦）失礼いたします。ただいま上程いただきました、議第五十九号の五條市水道事業の設置等に関する条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本市上水道事業は、令和七年度から営業を開始する奈良県広域水道企業団に統合されることとなっており、令和七年四月一日以降は廃止しようとするものであります。

内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の二十四ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、五條市水道事業の設置等に関する条例を廃止したいため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の二十五ページから二十八ページまでを御覧いただきたく存じます。

まず、本則についてでございますが、五條市水道事業の設置等に関する条例を廃止することとしております。続きまして、附則についてでございます。

第一条では、施行期日を定めております。

第二条では、五條市水道事業の設置等に関する条例第六条について、令和六年度決算の調製に係る経過措置を定めております。

第三条では、五條市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴って廃止する条例を

一 五條市水道料金等審議会条例

二 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

三 五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例

四 五條市上水道事業給水条例

五 五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

六 五條市簡易水道施設分担金徴収条例及び

七 五條市用水施設条例の七つと定めております。

第四条及び第五条では、水道事業の廃止に伴い、五條市情報公開条例第二条第一号及び五條市個人情報保護条例第二条第一項第一号から水道事業管理者を削ることについて定めております。

第六条では、同様に、五條市行政手続条例第二条第一項第一号中、水道事業用の管理規程を削ることについて定めております。

第七条では、五條市職員定数条例第二条及び第三条について、公営企業の職員を廃し、市長事務部局から企業団へ派遣する職員に移行させるため、それぞれを行う文言の整理について定めております。

第八条では、五條市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例第一条について、本条例附則第三条で、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止することから、該当箇所を削ることについて定めております。

第九条では、公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例第四条、第五条及び第八条中、それぞれ水道局職員に当たる企業職員等を削ることについて定めております。

第十条では、五條市の職員の定年等に関する条例第六条について、本条例附則第三条で、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃

止することから、該当箇所を削ることについて定めております。

第十一条では、特別職の職員で非常勤の者の報酬・費用・弁償に関する条例の別表について、本条例附則第三条で、五條市水道料金等審議会条例を廃止することから、第四十九項の五條市水道料金等審議会委員に関する項を削り、第五十項以降を一項ずつ繰り上げることとしております。

第十二条では、職員の退職手当に関する条例第一条中、企業職員に当たる箇所を削ることについて定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十二、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたします。ただいま上程されました、議第六十号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市立中央公民館の管理運営を、引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、一 管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は五條市立中央公民館、位置は五條市本町三丁目一番十三号でござ

います。

次に、二 指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は桜井誠文堂、代表者は櫻井幹也、住所は奈良県五條市五條一丁目六番十七号でございます。

この団体は、先般実施いたしました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三 指定の期間につきましては、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まででございます。

以上で、議第六十号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この指定管理で公募されたという部長の説明がございました。その公募に当たつての応札、応募者が何者あったのか、その企業名を教えてくださいいただけますか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）九番、山口議員の御質問にお答えします。

応募されました事業者は三者ございまして、まず一者がアスカ美装株式会社、桜井誠文堂、社会福祉法人五條市あすなろ福祉会の三者となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それぞれの評価点を教えていただけますか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

まず、アスカ美装株式会社は六十九・〇点、桜井誠文堂が八十二・〇点、社会福祉法人五條市あすなろ福祉会が六十七・二点となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これは何点以上が合格でしたか。七十点がラインで引いてましたか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

百点満点中、七十点以上が候補者となる点数となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）三者あつて、二者とも失格という形で桜井誠文堂さんが決まったということでございますね。

これは続いて指定管理する場合には、評価点に影響があつたのと違いますか、その辺はいかがですか。続いてする場合は評価点を下げるとい
うか、その項目が一つ外れたりしてというのはなかったかな。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

今回はそのような、下げるとか差をつけるようなものではなかったです。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それで年間の金額に変わりがあつたら変わつた増額、減額を教えてください。
ださい。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

金額につきましては、令和七年、八年、九年と三年間の指定管理料になりますけれども、それぞれ一年間が一千九百九十二万円となっております。
ります。

前回のときですけれども、前回からの三年間、今現在ですけれども、令和四年、令和五年、令和六年ですけれども、当初応募いただいたとき

の上限が一千七百万円で、令和五年度から二千四十三万円、令和六年が二千四十三万円となっております。

以上で、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そしたら幾分かは安くなったと考えてよろしいですか。一緒。何か下がつとるな。五十万からも。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）三年間のトータルで言うと二百七十二万円が増額となっているところでございます。というのは、一概に比べられないというのがまずありまして、なぜかという今回四年、五年、六年という指定管理ですと、令和四年のときに二か月直営でやっていたところがありましたので、単純に比べるのはなかなか難しいところでもあります。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）物価高騰分があるでしょうし、その辺も考えていくことだと思っておりますが、この応募するに当たって、特段に特化したこの事業を新たにやりますとか、特化されたものがありましたか。例年どおりだったら例年どおりで結構ですけれど。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

今回の募集の仕様等の変更点なんですけれども、主催事業ということで、カラオケ教室の実施を提示しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）トイレ休憩のため、二時二十分まで休憩いたします。

午後二時五分休憩に入る

午後二時二十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議案審議におきまして、報第三十四号について、上田井都市整備部長から提案理由の説明がありました。理事者側からこの説明を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。

上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）失礼いたします。議長に発言の許可をいただきましたので、説明の訂正をさせていただきます。

先ほどの報第三十四号の議案説明の中で、相手側、電柱倒壊の損害賠償金九十三万六千円と説明いたしましたが、正しくは九十三万六千円でございました。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（福塚 実）以上で説明の訂正を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第十三、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十一号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたします。ただいま上程されました、議第六十一号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の三十ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市立図書館の管理運営を、引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市立図書館、位置は、五條市本町一丁目一番五号でござい

ます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は、株式会社図書館流通センター、代表者は、代表取締役、谷一文子、住所は、東京都文京区大塚三丁目一番一号でございます。

この団体は、先般実施いたしました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により指定管理者の候補に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まででございます。

以上で、議第六十一号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十四、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十二号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。岡西吉野支所長。

〔西吉野支所長 岡 民長登壇〕

○西吉野支所長（岡 民長）失礼いたします。ただいま上程いただきました、議第六十二号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れいたしますが、お手元の議案書三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理者の指定につきましては、去る九月三十日に開催されました市の指定管理者候補選定委員会において選定されました、五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理者の候補者を地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、

指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は、五條市立西吉野コミュニティセンターでございます。位置は、五條市西吉野町八ツ川四百五十一番地でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は、桜井誠文堂、代表者は櫻井幹也、住所は奈良県五條市五條一丁目六番十七号でございます。

次に、三の指定管理期間につきましては、令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）これ桜井誠文堂に決まったそうですけれども、応募は何者ございましたか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）七番、岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

応募者数は一者でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）これは今度、五年間の指定管理期間になっていますが、前は何年でしたか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）三年でございました。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）三年だったやつが五年になった、その理由をお願いします。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）指定管理者制度に関する基本方針が令和五年に改正されまして、指定管理期間の標準期間が三年から五年に改められたことを受けまして、また本件の施設のほうは貸館業務だけでなく、照明や音響に精通した職員の育成が必要となります。また避難所におきましても、避難所としての役割を果たしている施設ということで、より管理運営の習熟であるとか安定的な運営の確保、利便性の向上がより期待できるものとして五年といたしました。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今は週に三日間、開館してますけれど、この三日間になったのはいつでしたか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）令和四年四月一日からでございます。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）では今までの一年間の管理料をお教え願えますか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）令和六年度の指定管理料は七百六万八千円でございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）では七年からは五年であるのか、一年幾らとされるのか、どちらですか。それで幾らかをお答え願います。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）七年度からは年額七百五十三万ということになっております。五年間で三千七百六十五万円となっております。

以上でございます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十五、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十三号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗）ただいま上程いただきました、議第六十三号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市阿田峯公園の管理運営を、引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の御議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市阿田峯公園、位置は、五條市三在町一千六百八十番地でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は、まちづくり改革推進&RealStyleグループ、代表者は、多田宗豊、住所は奈良県五條市釜窪町一千十四番地の一でございます。

この団体は、指定管理者の募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの五年間でございます。

以上で、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この指定管理者は何者応募されましたか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）十番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の応募に関しては一者でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これは一者でもオーケーなんですか、それとも二度はしなかったのですか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）一者での募集が可能となっております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）以前と比較して、この点数は幾らでしたか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）今回の点数に関しましては、百点満点に換算いたしました七十三・六点です。前は百点満点換算で八十三点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたら前回の八十三点より今回は七十三・六点で下がっておりますけれども、下がっております理由についてお尋ねします。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）選定委員会での厳正な審査の中で出てきた点数でございます。特にこちら事務方のほうでは把握しておりません。以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたら一年間の金額を教えてくださいいただけますか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）失礼いたします。今回、指定管理料に関しましては、年間一千三百四十一万円の五年間となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十六、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十四号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。西本市長公室長。

〔市長公室長 西本久雄登壇〕

○市長公室長（西本久雄）ただいま上程されました議第六十四号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

説明に入ります前に、議案書の訂正につきまして、議長の許可を得てお手元に配付しております正誤表について御説明を申し上げます。

議案書の目次及び議案書三十三ページにあります議案書におきまして、議案名に訂正がございます。

なお、議案書の内容に訂正はございませんが、議案の件名を当該事務組合が示す件名に改めるものでございます。大変申し訳ございません。それでは、お手元の議案書三十三ページを御覧願います。

本規約の変更につきましては、令和七年三月三十一日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少し、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、変更する内容につきまして御説明を申し上げます。議案書三十四ページを御覧願います。

議案書三十四ページですが、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更でございます。

変更内容につきましては、組合に加入する奈良広域水質検査センター組合の解散に伴い、別表第一及び第二に掲げる、奈良広域水質検査センター組合の団体名を削るものであります。

なお、この規約は令和七年四月一日から施行することとしております。

以上で、議第六十四号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十七、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第六十五号 令和六年度 五條市一般会計補正予算（第八号）議定について

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第六十五号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市一般会計補正予算（第八号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額に六億一千六百五十二万五千円を追加し、総額百九十五億四千三百四十八万三千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。十一ページを御覧いただきたいと存じます。

総務費、総務管理費、財産管理費の二百九万円でございますが、建物収去土地明渡請求訴訟費用及び防犯カメラ購入費用として、所要の経費を計上するものでございます。

次に、基金費の五億七千五百万円のうち、減債基金積立金五億円、職員退職手当基金積立金七千八十万円でございますが、地方財政法第七条に基づき、前年度剰余金の一部を積み立てるものでございます。

次に、基金利息等積立金三百二十万円でございますが、基金の運用利益を積み立てるため、所要の額を計上するものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、障害福祉費の九百二十万六千円でございますが、障害者自立支援給付費及び障害児童施設給付費の精算に伴う国庫及び県負担金の返還額として、所要の額を計上するものでございます。

次に、生活困窮者自立支援推進費の百六十六万一千円でございますが、生活困窮者自立相談支援事業費の精算に伴う国庫負担金の返還額として、所要の額を計上するものでございます。

十二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費の百五十七万五千円でございますが、低所得の子育て世帯支援特別給付金及び児童扶養手当の精算に伴う国庫補助金等の返還額として、所要の額を計上するものでございます。

次に、生活保護費、生活保護総務費の三十五万六千円でございますが、医療扶助オンライン資格確認に係る生活保護システムの改修費の国庫補助金の返還額として、所要の額を計上するものでございます。

次に、生活保護費の三百八十九万二千円でございますが、生活保護費の精算に伴う国庫及び県負担金の返還額として、所要の額を計上するものでございます。

次に、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の百万円でございますが、寄附採納に伴う墓地事業特別会計繰出金として、所要の額を計上するも

でございます。

十三ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、商工費、観光振興費の一千四百四十五万四千円でございますが、大塔ふれあい交流館再開に伴う費用として、所要の額を計上するものでございます。

次に、教育費、放課後児童健全育成費、放課後児童健全育成事業費の七十二万七千円でございますが、子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫補助金の返還額として、所要の額を計上するものでございます。

次に、予備費の六百五十六万四千円でございますが、市税の還付金及び還付加算金等に充用した予備費を充当するため、所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

八ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

地方特例交付金において三千五百二十一万九千円を、財産収入において二百八十万円を、寄附金において百万円を、繰越金において五億六千五百四十七万五千円を、市債において一千二百三十一万一千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許について御説明申し上げます。四ページを御覧いただきたいと存じます。

商工費の大塔ふれあい交流館改修事業九百九十三万七千円でございますが、先ほどの補正予算の一部につきまして、事業の適正な工期を確保するために翌年度に繰り越すものでございます。

次に、土木費、道路橋梁費の道路新設改良事業の四千万円及び橋梁長寿命化修繕計画事業の六千九百万円でございますが、いずれも事業の適正な工期を確保するために翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。五ページを御覧いただきたいと存じます。

債務負担行為の追加でございます。コミュニティバス等運行管理業務委託（西吉野コース）でございますが、令和七年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から令和七年度とし、限度額は五百五十万円でございます。

次に、後期高齢者健康診査（集団検診）でございますが、令和七年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から七年度とし、限度額は百二十五万円でございます。

次に、クリーン・オアシス等包括業務委託でございますが、令和七年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から九年度とし、限度額は三億八千三百四十万円でございます。

次に、エコ・リレーセンターごじょう業務委託でございますが、令和七年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から九年度とし、限度額は四億二千二百三十万円でございます。

次に、塵芥収集業務委託でございますが、令和七年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から九年度とし、限度額は四億四千百万円でございます。

次に、土木技術業務補助業務委託でございますが、令和七年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から七年度とし、限度額は二千四百万円でございます。

次に、スクールバス運行管理業務委託（西吉野方面、阪合部・大深方面、阿太方面）でございますが、令和七年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から七年度とし、限度額は八千六十万円でございます。

次に、五條小学校エレベーター設置工事でございますが、夏休み期間に工事を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から七年度とし、限度額は六千六十万円でございます。

次に、牧野小学校トイレ改修工事でございますが、夏休み期間に工事を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から七年度とし、限度額は三千四百八十万円でございます。

次に、寄宿舎施設夜間警備業務委託でございますが、西吉野農業高等学校寄宿舎の夜間警備業務について、令和七年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から九年度とし、限度額は二千七百三十万円でございます。

次に、学校給食センター空調機器改修工事でございますが、夏休み期間に工事を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和六年度から七年度とし、限度額は三千五百九十万円でございます。

六ページを御覧いただきたいと思います。

次に、五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理料から最下段の五條市立中央公民館指定管理料でございますが、いずれも本年度末をもって指定管理期間が終了し、新たに指定管理を行う更新施設でございます。本年度中に基本協定の締結を行うことから、債務負担行為を追加するものでございます。期間と限度額につきましては、五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理料が令和六年度から令和十一年度で三千七百六十五万円、五條市阿田峯公園指定管理料が令和六年度から令和十一年度で六千七百五十万円、五條市立図書館指定管理料が令和六

年度から令和九年度で七千七百三十四万円、五條市立中央公民館指定管理料が令和六年度から令和九年度で五千九百七十六万円でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） まず最初に、十一ページの防犯カメラ購入費についてでございます。

これはどこに設置をされる予定になっておりますか、教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 九番、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

市民会館及び第六分庁舎、旧保育園、旧学校等、二十か所を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） この管理については、管財で行うのか、その辺は所管の担当課で行うのか、それに伴って職員の負担がどう変わっていくのかを教えてくださいますか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 管理につきましては、それぞれの建物を所管する所管課が管理をすることになります。それで今回のカメラにつきましては、電池で動くタイプでセンサーで反応しますので、定期的に管理を行っていくという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どうか電池切れになって作動しないようなことのないように、お願い申し上げます。

続いてさせていただきます。債務負担行為の中でエコ・リレーセンターのように関係してございますが、これは十二月二日、開会日でしたか、その後に議員全員に御説明をいただいたわけですが、これは現在行っておる業務、そして今度、業務委託をしようとする業務内容、その辺の金額の差というのはどのぐらいの差があるのか、教えてもらえますか。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

現在、エコ・リレーセンターの令和五年度の決算額でございます。一億二千六百八十八万七千円でございます。

次に、委託は三年間で四億二千二百三十万円でございますが、一年に分けますと約一億四千万円程度、令和七年に一億三千七百五十五万円、令和八年は一億四千七十五万円、令和九年は一億四千四百万円を考えてございます。差額にして一千四百万円弱でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そしたら一千二百万円ほど高くなるということか。そしたら高くなる理由、要因について教えてもらえますか。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

端的に申しますと、人件費の差でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）事故が多く起こっておった中で、事故を防ぐために人を増やすのであろうと思いますが、この令和七年四月より業務委託するということの中で、どのような計画で進んでおるのか、公募はいつまで行って、こういう事業に入るのかを教えてくださいませんか。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

本議会でお認めいただければ、十二月二十五日に入札等審査委員会を予定してございます。その後、一月中頃には業者のほうの選定に入ります。二月、三月に業者の引継ぎ等を兼ねての実習と考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）選定委員会のほうで決めることだと思うんですけども、これは公募になるのか特定の指名になるのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）実際に入札等審査委員会にも、こちらのほうからの御要望、御提案もさせていただきます。一つは合特法によつての業者選定も考えてございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今のエコ・リレーセンターごじょうの業務委託に関してですけど、この間の十二月二日ですか、本会議の後に説明を受けました。それからあまりにも私としては拙速過ぎると思う。それでもう十二月二十五日にして、それで一月にして、来年四月から業務委託する。こんな重要な問題はもつとゆつくり考えて、みんなで考えてもらわないとあかんのと違いますか。市長、答弁願います。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）岩本議員に答弁申し上げます。

このことについては令和元年、私が就任以前から合特法に基づく計画を立てておりました。そしてこの計画につきまして、私が就任してから一年ぐらい、今急に思い立ったことでもございませんし、ただこちらのほうで第三者委員会など、いろんな方々に御意見を聞きながら進めてまいったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今、合特法の話が出ましたけれど、合特法という下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を略して合特法と申します。それはもう私が言わないでも御存じだと思います。これはいうたら処理業者が下水道だったら普及して仕事が減って、自治体が助けるみたいなことだと思います。下水道はそのくらい普及してますか、してませんやん。そこへ言うて悪いけれど、処理料だって去年か今年かに値上がりしてますやろう。そんなことも考えて、もつと私はゆつくり考えて、七年度の途中からでもしたらいいと思います。以上です。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）岩本議員にお答え申し上げたいと思います。

議員がお述べのとおり、合特法というのはそういうものがございます。しかしながら現在、五條市の人口も急激な過疎化をしております。

仕事が減ったと今議員がお述べになられた、私はそのとおりかなというように思っています。業者の方々もそれぞれに皆さんの生活もございませし、やはりこのことで申し上げると、以前、五條市が条例で縛っておった百円のこともございませ。そんな中において条例が改正された、そんな中で値が上がっていったということが実情でございます。これは前市長のときのことでございます。

そういったことも踏まえ、今回はこういうことに行っていくというか、市民の皆様の値上げに対しても、しっかりと行政として考えていく上で取り組んでいるところでございます。どうぞこの辺は御理解をいただきたいと思ひませ。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十八、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させませ。

○事務局長（久保雅彦）議第六十六号 令和六年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めませ。池嶋産業環境部長。

〔産業環境部長 池嶋 晶登壇〕

○産業環境部長（池嶋 晶）失礼いたします。ただいま上程いただきました、議第六十六号 令和六年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）の一ページを御覧いただきたいと存ひませ。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますして、その総額に百万円を追加し、総額四百八十万円とするものでございませ。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。四ページの下段を御覧いただきたいと存ひませ。

墓地事業の百万円でございますが、寄附採納に伴う新墓地修繕料として所要の経費を計上するものでございませ。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存ひませ。

繰入金において百万円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 歳出の部分で百万円ということですが、これはどんな修理を行うのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 十番、吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

この御寄附の百万円でございますが、新墓の六地藏さんの土台部分の修繕や屋根の設置等を考えてございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十九、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第六十七号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。馬場すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 馬場由美子登壇〕

○すこやか市民部長（馬場由美子） 失礼いたします。ただいま上程いただきました、議第六十七号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊のA四横、令和六年度 五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、令和七年度から高齢者の健康診査事業を一般会計で実施するため、当該会計の債務負担行為を廃止するためのもので

ございます。

廃止理由についてでございますが、高齢者の健診受診者及び健診経費等の増加により、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業である健康診査業務全体の事業費が一千万円を超え、当該会計が消費税の納税義務が生じる課税事業者になることから、消費税法第六十条第六項の規定により消費税の申告義務が免除されている一般会計において高齢者の健康診査事業を行うことにより、当該会計に生じる消費税の負担軽減を図るためでございます。健診内容等については変更はありません。また、当該会計の予算総額に変更はございません。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託します。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十、議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十八号 訴えの提起について

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第六十八号 訴えの提起につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十八ページ及び、訴えの提起についてと記載されたA三横の資料を御覧いただきたいと存じます。

本案は、市所有の五條市須恵二丁目三百六十三番二の土地について、賃貸借契約終了後も長期間に及んで老朽化した構造物が撤去されないうまま放置されていることから、近隣住民の要望もあり、建物所有者に建物を収去して土地を明け渡すことを求め、建物収去土地明渡請求を提起したいので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

訴訟の相手方は、一 竹内庚弘、相続人住所、奈良県五條市五條三丁目六番十八号、氏名、竹内將海

二 森本君男、相続人住所、奈良県橿原市北八木町三丁目一番六号、氏名、芝 恵、住所、千葉県船橋市東船橋四丁目三十五番九の二〇二号、氏名、森本一行、住所、大阪府堺市堺区榎元町四丁二番二十八号、氏名、森本珠己

三 水本政雄、相続人住所、大阪府西区立売堀五丁目八番二十六号九〇三、氏名、水本正幸

二 訴訟の要旨につきましては、貸借契約期間終了後も市所有地上に老朽化した構造物が撤去されないまま放置されていることから、建物収去土地明渡請求訴訟を提起するものでございます。

三 提訴先は、奈良地方裁判所五條支部でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第二十一、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第六十九号 損害賠償事件に係る和解について

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。石田理事。

〔理事 石田茂人登壇〕

○理事（石田茂人） 失礼いたします。ただいま上程されました議第六十九号 損害賠償事件に係る和解につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の追加議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、奈良地方裁判所、令和五年（ワ）第二百四十号損害賠償請求事件に関し、同裁判所の和解勧告に従い和解したいので、地方自治法

第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方は、一 住所、奈良県五條市新町一丁目四番六号、氏名、牧野雅一

二 住所、奈良県五條市西吉野町城戸百二十九番地、氏名、片山哲郎

三 住所、奈良県吉野郡吉野町大字檜井四百九十八番地、氏名、小西正和

四 住所、奈良県橿原市石川町七十五番地の五、カステイ橿原神宮前二〇三号、氏名、今井 勲

五 住所、奈良県五條市二見二丁目八番十六号、ルミエールやまよし三〇五号室、氏名、中原 徹

六 住所、奈良県五條市本町三丁目一番四号、氏名、紙谷昌厚

七 住所、奈良県五條市田園四丁目二十七番地の十、氏名、小笠原泰則

八 住所、奈良県桜井市忍阪二十七番地の九、氏名、中沼大地

九 住所、兵庫県神戸市長田区御蔵通六丁目二百九の三、氏名、井垣仁良

十 住所、奈良県磯城郡田原本町大字阪手六百五十八番地の一、氏名、株式会社カギオカ

十一 住所、京都市下京区河原町通松原上清水町二百八十三番地、氏名、日本被服工業株式会社

和解の要旨につきましては、平成二十八年度及び平成二十九年に行った、五條市上野公園総合体育館シダーアリーナの備品等購入に当たり談合等を行い、市に損害を与えたことによる損害賠償請求訴訟において、裁判所から提示された和解勧告に従い、市に対し本件解決金として、十二ページを御覧ください。

まず、牧野雅一は三百万円、片山哲郎は六百五十万円、小西正和は五十万円、今井 勲は百万円、中原 徹は百万円、紙谷昌厚は百万円、小笠原泰則は百万円、中沼大地は百万円、井垣仁良は三十万円、株式会社カギオカは四百五十万円、日本被服工業株式会社は七十万円を支払うものとする。

また、令和七年二月二十八日に限り、五條市の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料はおのの負担とする。

今後、市はその余の請求を放棄し、双方とも本件に関し和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認するものになります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今回の損害賠償に係る和解についてでございますが、令和元年九月議会で地方自治法第九十八条第一項による調査特別委員会が設置され、その後、令和二年四月に逮捕者が出たわけでございます。そしてその後、地方自治法第百条第一項及び第九十八条第一項の権限が委任された、総合体育館及び公園緑地等の事務事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会が令和二年第二回六月定例会において設置され、その後、この委員会は令和三年九月六日の委員会まで、合計四十七回、七十六時間を費やし、その中で十二名の証人喚問を行った案件でもございます。その経緯を踏まえて、この質問を一問一答方式でさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、今回の損害額を提示しておりますが、その根拠となる入札案件の全てを教えてくださいませんか。

○議長（福塚 実）石田理事。

○理事（石田茂人）九番、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

購入物件は一から十五備品がございます。一つ一つ案件を説明させていただきます。

- 一 柔道畳の畳運搬車でございます。
- 二 木製家具でございます。
- 三 バスケットゴールでございます。
- 四 卓球用品でございます。
- 五 フロアシート等でございます。
- 六 バレーボール等でございます。
- 七 柔道備品でございます。
- 八 バドミントン等でございます。
- 九 キッズルーム用品でございます。
- 十 フロアシート等でございます。
- 十一 バスケットゴールでございます。

- 十二 柔道畳、畳運搬車でございます。
- 十三 卓球用品でございます。
- 十四 折り畳み式ハンドボール兼フットサルゴールでございます。
- 十五 防護壁及び避難用マット兼用シートでございます。
- 以上、十五備品でございます。（「九番」の声あり）
- 議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。
- 九番（山口耕司）バスケットゴールに関して二回の入札がございましたが、その二回の案件が入っていると捉えてよろしいですか。二回ともなんですか、ちよつと御答弁いただけます。
- 議長（福塚 実）石田理事。
- 理事（石田茂人）御質問にお答えさせていただきます。
- バスケットゴールにつきましては、二回の方がそれぞれ入っております。
- 以上でございます。（「九番」の声あり）
- 議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。
- 九番（山口耕司）それぞれの損害額を教えてください。
- 議長（福塚 実）石田理事。
- 理事（石田茂人）お答え申し上げます。十五備品をそれぞれお答えさせていただきます。
- 一 柔道畳、畳運搬車の損害でございますが、八百五万七千五百三十円でございます。
 - 二 木製家具については、二百十九万二千八百一円でございます。
 - 三 バスケットゴールにつきましては、二百六万二千二百六十円でございます。
 - 四 卓球用品につきましては、百七十二万九千七百十四円でございます。
 - 五 フロアシート等でございますが、二百三十七万七千七百六十五円でございます。
 - 六 バレーボール等でございますが、二百万二千三百十二円でございます。
 - 七 柔道備品でございますが、十四万二千二百十六円でございます。

八 バドミントン等でございますが、六十七万五千三百八十三円です。

九 キッズルーム用品でございますが、百九万七百七十二円でございます。

十 フロアシート等でございますが、二百五十六万五千三百三十円でございます。

十一 バスケットゴールでございますが、二百二十九万六千九百九十五円です。

十二 柔道畳、畳運搬車でございますが、三百四十六万六千八百二十二円です。

十三 卓球用品でございますが、四十二万七千二百五十五円でございます。

十四 折り畳み式ハンドボール兼フットサルゴールでございますが、二十六万三千三百六十五円でございます。

十五 防護壁及び避難用マット兼用シートでございますが、二百二十九万一千二百二十二円でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今、十五ですかね、品目に対しての損害賠償請求は。この調査委員会ではもっとたくさんあったと思います。スポーツトラクターというんですか、そういったものもありましたし。それで特に、今挙げられたこの十五品目というのは警察が事件の対象となったものか、そうでないのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（福塚 実）石田理事。

○理事（石田茂人）御質問にお答えさせていただきます。

警察のほうで裁判になったものと、それと刑事記録の中に入っているものでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）百条委員会での調査の中でも、明らかに談合であるといったものがたくさんあるんですけれども、それを取り上げられなかった理由を教えてくださいませんか。

○議長（福塚 実）石田理事。

○理事（石田茂人）お答えさせていただきます。

民事訴訟におきまして、原告は五條市でございますが、その具体的な不正、談合等による高額な落札などとか、どんな損害があったかを明

確に立証する責任がございません。

証拠等の備品については、損害の内容を確認できる入札関係資料の確認が必要となったりとか、また消防被服につきましても、百条委員会での証言内容、九十八条委員会の調査資料を併せて検証するということが必要になってきてございました。我々自身が強制的に捜査する権限は有してございません。また、ましてや裁判所もしかりでございます。

そのようなことを踏まえまして、民事裁判をする上で、しなければならぬのが五條市におけるその責任論についての立証でありますとか、損害料についての立証でありますとか、また五條市における過失相殺、また落札についての立証、共同不法行為についての立証等々を争っていかねければなりません。

結果といたしまして、先ほども述べましたが刑事記録であるとか、刑事裁判及び百条委員会での記録を鑑みまして、顧問弁護士等の意見をいただいて、今回の十五備品を対象にしたというところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いずれにしても、百条委員会でも証言があったわけでございますけれども、それには至らなかった。弁護士と相談して確実な証拠が取れるものに限って損害賠償請求したということですが、

すみません、損害賠償請求額の合計を教えてください。そしてもともとの裁判で、それぞれに請求を五條市はしておると思うんです。今、和解金額が出ておりますけれども、請求金額って個々にはやっていませんのですか。個々に誰が何ぼというのは分かりますか、分からなかったら全体でも結構です。

○議長（福塚 実）石田理事。

○理事（石田茂人）御質問にお答えさせていただきます。

今回の民事裁判におきましては、それぞれの十五備品についての入札における差額の請求をさせていただいております。その差額の合計金額が三千六百四十七万七千二百円でございます。それぞれ各個人に幾らという請求はしてございません。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）和解の提示金額を示されておりますが、十二月二日にも説明があったんですけれども、和解の提示金額、それに係る裁判費

用であったり弁護士の報酬等を教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 石田理事。

○理事（石田茂人） 御質問にお答えさせていただきます。

和解金については二百万円となっております。それで今回、民事裁判にかかった費用についてでございますが、着手金といたしまして二百四十八万八千二百円、実費費、印刷代でありますとか裁判への印紙代でございますとか、そういうのを含めまして実費費として三十万円でございます。

今後、この和解が成立することによって、報酬といたしまして二百五十万八千円、トータル五百二十九万六千二百円が費用としてかかる予定でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） これは努力していただいておりますと思うんですけども、この片山被告は元職員の方ですけども、これは六百五十万円と一番高額な金額になっております。その中で、牧野雅一は元市議会議員でございますが、三百万円とこういった差が出ておる。ましてや主犯格である牧野雅一元議員でございますけれども、この低い理由について教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 石田理事。

○理事（石田茂人） 御質問にお答えさせていただきます。

まずは裁判官が各弁護士と話をしております。その上で解決金が提示されておるところでございます。その経緯の中でございますが、片山被告については自ら六百五十万という提示があったと聞いてございます。

議員がお述べの牧野被告につきましては、本件一連の入札談合の中心人物でございます。他の被告らを不正に加担させた面もあること、また百条委員会の審議等を経て真相を熟知されている議会の議決を得なければならぬことから、少なくとも片山被告の提示額以上の金額を出捐するようにと、五條市の顧問弁護士のほうからも説得してくださったようでございますが、刑事事件を経て留置されていること等もございまして、手元にはお金がないから出せないと言われたいと強く主張してございます。そういうところで三百万円という金額になってございます。

和解手続において支払うお金がないと言われましたら、裁判所といえどもこのことを否定したり、強制的に捜査などすることはできません。結局、牧野被告の出捐金は、同人の主張のとおり三百万ということになってございます。

念のため、牧野被告の代理人の弁護士に對しましても、出捐金を上げられないかということにつきまして、うちの顧問弁護士のほうからもそういう話はしていただいています。

しかしながら三百万以上は出せないということでございます。三百万以上は出せないということでございますので、三百万の支払いで解決するほかはないと思慮してございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市民の血税で、三千万からのお金が余分に要ったわけです。それを取り戻すのに裁判費用も使っておりますが、和解の金額は二千万しか取り戻せないということで、市民の方にこれをどうやって説明していくのかなと思うんですが、まだまだこういった談合事件が、全てが明らかになっていない状態で和解しなくてはならないのでは、私自身は非常に残念に思うところでございます。そうした中で、市長に今回のこの和解についての見解を求めたいと思います。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）この件に関しましては、当初、私も百条委員会の委員長として山口議員とともに取り組んだ経緯もございます。非常に五條市としては大変な、市民の税金がこういうことになってしまったのは、本当に申し訳なく思っております。

そんな中で、やはり今、理事が答弁しましたように、五條市は大きな被害者となったんですけれども、今、私自身もこれはまだまだ裁判もということもございました。しかしながら裁判所が相手方弁護士と話し合っていたら、いろんな形で御苦労いただいております。ただ、市としては、こういうことが顧問弁護士からも聞いておりましたので、やはりどこかで解決をしなければならぬと思っております。ただ、市としては、こういうことが今後、二度と起こらないこと、やはり今後の入札においてもそうですけれども、しっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。やはりこれは我々が市民の方々から預かった税金をどう使っていくか、しっかりと監視、監督をしていくということもございます。

そんな中で、今回の和解をとということで、議会に提案していただいておりますところではございますけれども、議員の皆さんにも御理解をいただきたいというのが本意でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この賠償請求に係る和解についての六十九号ですけれども、この和解金額は誰が示されたのか教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 石田理事。

○理事（石田茂人） 十番、吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の二千万の和解につきましては、各弁護士と相談した結果、裁判所のほうが提示してございます。以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 理事がおっしゃっていただいたように、裁判所が和解案を出してくれて、双方の弁護士と話し合っていた金額という認識でよろしいですね。

○議長（福塚 実） 石田理事。

○理事（石田茂人） 御質問にお答えさせていただきます。

議員がお述べのとおりでございます。基本的にはいろいろ裁判官のほうが提示して、その中で相手の顧問弁護士とも相談しながら、最終に決まったということになっておると聞いております。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十一日から十八日まで休会とし、次回、十九日、午前十時に再開し、議案審議を行います。

○議長（福塚 実）本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十三分散会

